

重要事項説明書（介護保険用）

□ 1. 事業所の概要

事業所名	倉敷しげい訪問看護ステーション
所在地	〒710-0051 岡山県倉敷市幸町2-30
事業所指定番号	倉敷市 3360290179
管理者・連絡先	森分 涼子 TEL: 086-422-8111
サービス提供地域	倉敷市（水島、玉島、児島、船穂、真備を除く）

□ 2. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1 名
看護師	2. 5名以上 （常勤 名 非常勤 名）
理学療法士等	必要に応じ配置（常勤 名 非常勤 名）

□ 3. 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日 9:00～17:30

但し、国民の祝日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

□ 4. サービスの目的及び内容

- （1）当事業者は、介護保険法等の関係法令に従い、医師の指示に基づき、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復ができるようサービスを提供いたします。その際、理学療法士等が訪問する場合がありますが、これは看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりにさせる訪問です。
- （2）地域の各種サービス提供機関と連携を図りながら、総合的なサービスの提供に努めます。
- （3）それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

□ 5. 契約期間

この契約の契約期間は、_____年___月___日から_____年___月___日までです。但し、要支援・要介護認定期間の満了日が更新された場合、契約更新拒絶の申し出がない限り、本契約は自動更新されます。

□ 6. 個別サービス計画等

- （1）事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って訪問看護計画を作成し、これに従って計画的

にサービスを提供します。訪問看護計画は利用者に説明のうえ提出します。

- (2) 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の範囲内で可能なときは、速やかに訪問看護計画の変更等の対応を行います。
- (3) 事業者は、利用者が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

□7. サービス提供の記録等

- (1) 事業者はサービス毎に、サービス提供の状況、目標達成の状況等について「サービス提供記録書」等の記録を作成します。
- (2) 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録をサービス終了後5年間はこれを適正に保存します。
- (3) 当事業所は、利用者およびその家族が希望した場合には、「しげい病院における診療記録等の開示要項」に準じて看護記録の開示を行います。ご希望の際は、当事業所までお問い合わせください。
- (4) サービス提供責任者等
 - サービス提供の責任者(サービス・コーディネーター)は、次のとおりです。
 - サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 管理者 森分 涼子 連絡先： 086-422-8111

- サービスを提供する担当看護師は次のとおりです。訪問は担当看護師を中心に数人でローテーションを組んで訪問にまいります。

担当看護師氏名： _____

□8. サービス料金

□(1) 利用料金単価 (介護保険負担割合証に記載の利用者負担の割合に準ずる)

①看護師が訪問する場合

利用時間		要介護	要支援
所要時間 20分未満		314 単位	303 単位
所要時間 30分未満		471 単位	451 単位
所要時間 30分以上 1時間未満		823 単位	794 単位
所要時間 1時間以上 1時間30分未満		1128 単位	1090 単位

②理学療法士、作業療法士または、言語聴覚士が訪問する場合

利用時間		要介護	要支援
1回あたり20分以上 利用者1人につき週6回程度	1日2回まで	294 単位	284 単位
	1日3回以上	294 単位×回数 ×90/100	284 単位×回数 ×50/100

1 単位 = 10 円

□ (2) 利用者負担金は、翌月一括して 10 日頃に請求書を郵送いたします。口座自動振替でのお支払いをお願いいたします。また、口座引き落とし済の前月分領収書も同封いたします。

□ (3) その他の利用料として、次の額を頂きます。

①営業日 8:00~18:00 で 90 分を超える訪問看護料: 30 分当たり 3,000 円

②営業時間外で 90 分を超える訪問看護料

ア. 夜間早朝 (6 時~8 時、18 時~22 時): 30 分当たり 3,750 円

イ. 深夜 (22 時~翌 6 時): 30 分当たり 4,500 円

③通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問看護指定・介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の通りです。

ア. 実施地域を越えて片道おおむね 5km 未満 250 円

イ. 実施地域を越えて片道おおむね 5 km 以上 500 円

□ (4) 以下の項目は実費を徴収いたします。

①死後の処置料 10,000 円

□ (5) その他保険対象外の訪問看護料は実費となります。

①営業日 8:00~18:00 の訪問看護料 30 分 3,000 円

②営業時間外

ア. 夜間早朝 (18 時~22 時、6 時~8 時): 30 分当たり 3,750 円

イ. 深夜 (22 時~翌 6 時): 30 分当たり 4,500 円

□ (6) 各種訪問看護加算について

以下のとおり、それぞれ該当のものを徴収させていただきます。それぞれ介護保険負担割合証に応じてご負担いただきます。

□ 緊急時訪問看護加算・・・月 1 回 600 単位: 6,000 円(料金)、600 円(利用者 1 割負担)
電話などによって、看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制・緊急時訪問を必要に応じて行う。ただし利用者の方の同意が必要。

緊急時訪問看護加算 (同意する ・ 同意しない)

□ 特別管理加算・・・月 1 回

(I) の該当者 500 単位: 5,000 円(料金)、500 円(利用者 1 割負担の場合)

(II) の該当者 250 単位: 2,500 円(料金)、250 円(利用者 1 割負担の場合)

(I) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている方
気管カニューレ、ドレーンチューブ、留置カテーテル(バルンカテーテル・胃瘻・腸瘻・経鼻カテーテル・CVポート・PTCD・CAPD)を使用している状態の方

(II) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在

宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥創の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の方

初回加算または退院時共同指導加算

初回加算Ⅰ（退院日）：350単位 3,500円（料金）、350円（利用者1割負担）

Ⅱ（退院翌日以降）：300単位 3,000円（料金）、300円（利用者1割負担）

退院時共同指導加算：600単位 6,000円（料金）、600円（利用者1割負担）

早朝、夜間、深夜加算

・夜間・早朝 → 所定単位の100分の25を加算

・深夜 → 所定単位の100分の50を加算

特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間1時間30分以上の訪問看護を行った場合に300単位：3000円（料金）、300円（利用者1割負担）

複数名訪問加算

1人での訪問看護を行うことが困難な場合、2人で訪問看護を行うと

2人目も看護師の場合 30分未満 254単位/回、30分以上 402単位/回

看護補助者の場合 30分未満 201単位/回、30分以上 317単位/回

サービス提供体制加算（Ⅰ）

厚生労働大臣が定める基準に適合している、都道府県知事に届け出た指定（介護予防）訪問看護事業所として、訪問看護6単位/回：60円（料金）、6円（利用者1割負担の場合）を加算

看護体制強化加算（Ⅱ）

中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制強化として、国が定める一定の条件を満たした場合、一月の訪問看護料に2000円（料金）、200円（利用者1割負担の場合）を加算

専門管理加算・・・250単位/月：2,500円（料金）、250円（利用者1割負担の場合）

専門の研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

ターミナルケア加算（要介護のみ）

在宅で死亡した利用者の死亡月に加算2500単位/月：25,000円（料金）2,500円（利用者1割負担の場合）

□ 9. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに前記のサービス提供責任者連絡先までご連絡ください。
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。
- (3) 当日のキャンセルは、利用者負担の支払に合わせたキャンセル料をお支払いいただきます。

□ 10. 利用者の解約権

利用者は、事業者に対し、いつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

□ 11. 事業者の解除権

事業者は、利用者やその家族、身元保証人などの著しい不信行為等により契約を継続することが困難となった場合は、1週間以上の予告期間をもって、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。ただし、事業者が訪問看護の業務を継続できない特別な事情が生じた場合には、予告期間をもたず契約を解除する場合があります。

この場合、事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者にその旨を連絡します。

□ 12. 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 上記10の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (2) 上記11の規定により事業者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (3) 次のいずれかの理由で利用者にサービス提供ができなくなったとき
 - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - (二) 利用者について要介護・要支援認定が受けられなかった場合
 - (三) 利用者が死亡した場合

□ 13. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、保険会社と相談の上、対応を行います。

□ 1 4. 非常災害対策

災害の状況により出来る限りの安全を確保した上で、訪問を打ち切ることもあります。実際に地震等の災害が発生した場合は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法等を家族で話し合っておいてください。災害による緊急訪問依頼には対応しておりません。有事の際は、県内の訪問看護ステーションと協働し、出来る限りサービス提供を継続できるよう努めます。

①	非常災害時のキーパーソン	
②	避難場所	
③	家族の連絡先	

□ 1 5. 秘密保持

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は病院、診療所、薬局及び居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等とのカンファレンスによる連携・照会等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を必要に応じて利用いたします。

□ 1 6. 苦情処理体制

- (1) 事業者はサービスの提供に当たり、利用者及び利用者の家族より苦情の申し出があった場合には、迅速にサービス内容を検討しサービスの向上改善に努めます。また利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に市町村からの指導又は助言を受けた場合においてはその指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (2) 事業者は、相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

●相談、要望、苦情等の窓口

居宅サービス等に関する相談、要望、苦情等は、下記の窓口までお申し出下さい。

当事業所相談窓口	電話番号	086-422-8111
	ファックス番号	086-422-3670
	担当者	管理者 森分 涼子
	相談責任者	しげい病院事務部長 内藤 進
	対応時間	9:00～17:30
		(土日祝日年末年始(12/30～1/3)を除く)

●公的機関においても、苦情申出等ができます。

- ・倉敷市役所 介護保険課 086-426-3343
8:30～17:15 (土日祝、12/29～1/3を除く)
- ・岡山県国民健康保険団体連合会(苦情相談窓口)086-223-8811
8:30～17:00 (土日祝、12/29～1/3を除く)

□ 17. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための専任の担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び結果の周知
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施（年1回以上、新規採用時）

□ 18. 身体的拘束等の適正化に関する事項

事業者は、訪問看護サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

□ 19. 契約外条項等

- (1) この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。
- (2) この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

介護保険制度による居宅サービス契約書

利用者 _____ 様（以下「利用者」という）は、倉敷しげい訪問看護ステーション（以下「事業者」という）の職員（職名 _____ 氏名 _____）から重要事項の説明を受け、確認致しました。その内容に同意致します。

また、緊急・災害時において、生命・身体の保護のため利用者の安否情報を事業者が行政に提供すること、及び個人情報の取り扱いについても十分理解の上、同意致します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（利用者）

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

（代筆者） _____ 氏名 _____ （続柄） _____

（1. 家族 2. 代理人）

住所 _____

氏名 _____

（続柄） _____

電話 _____

（事業者）

住所	〒710-0051 岡山県倉敷市幸町 2-30
事業者名	社会医療法人 創和会
代表者名	理事長 重井 文博
事業所名	倉敷しげい訪問看護ステーション
電話	086-422-8111
管理者	森分 涼子